

2019年11月13日

国際人権活用法連続講座～国際人権の切り口から学ぶ実務～

第3回「外国人の権利と国際人権」

講演概要

－講演その1－

「オールドカマー（旧植民地出身者）の問題について」

金 哲敏弁護士（東京弁護士会外国人の権利に関する委員会元委員長）

1. 多岐にわたる外国人問題に取り組んで来られた金弁護士から、オールドカマー（旧植民地出身者）の問題についてご講義いただきました。

オールドカマーとは、主として日本の植民地支配により強制的に日本国籍者となった後、サンフランシスコ講和条約発効を理由とする日本政府による一方的な国籍喪失処置により「外国人」とされた旧植民地出身者を指します。なかでも在日韓国人・朝鮮人特有の問題に焦点をあて、お話いただきました。

彼らは「外国人」とされたことにより、「外国人なのだから日本国籍者と同じ扱いでなくても仕方がない」と他の合理的な理由もなく人権制限を正当化され、在留資格の不安定化、社会保障・教育からの排除、参政権・公務就任権からの排除、私人間における民族差別、など様々な差別を受けています。しかも血統主義国籍法により、日本国籍取得の機会が制限される結果、何世代にもわたりこのような構造的差別が固定化されている現状があります。日本で何世代にもわたり生まれ育った者がいつまでも「外国人」扱いを受けるのです。

日本では、1979年に内外人平等を含む被差別平等を基本原則とする国際人権規約を批准したこと契機として、いわば「外圧」により、少しずつオールドカマーに対する差別状況の改善が始まりました。また、1982年に内国民待遇・最恵国民待遇を要求する難民条約を批准したことも、さらなる改善を進める契機となりました。

ところがこのような人権状況の漸進的な改善が進んだのは1990年代くらいまでで、それ以降日本政府は「日本には人種差別はありません」といった態度を強めるようになり、1995年にあらゆる人種差別の禁止・撤廃を要求する人種差別撤廃条約に加入した際にも新たな立法的措置は採られませんでした。その後の差別解消に向けた立法的成果としては2016年に制定された「ヘイトスピーチ解消法」が挙げられるものの、強制力のある禁止規定等が含まれておらず、差別解消の実効性の観点からは不十分な内容です。

## 2. 「外圧」を利用するという事

以上のような歴史的経緯をふまえると、今後も、差別解消や人権状況の改善に向けて、国際社会の「外圧」を利用するという方法が考えられます。例えば、オールドカマーに対する個々の差別事案について、裁判の中で、人種差別撤廃条約などの国際人権条約の適用を主張したり、各条約機関の日本政府に対する勧告内容を解釈基準として主張したりすることです。

具体的な条約機関の勧告の中には、自由権規約委員会による法曹への教育の必要性の指摘、ヘイトスピーチの禁止、「公共の福祉」概念の曖昧さの指摘、社会権規約委員会による朝鮮学校の授業料無償化排除が差別であるとの指摘、人種差別撤廃委員会によるヘイトスピーチ解消法が不十分であることの指摘、在日韓国・朝鮮人の被差別状況などがありますので、これらを積極的に引用して主張をする工夫が考えられます。

また、実際にこのような主張を提起したことにより、個別事件の判決において、法律要件の解釈に条約が用いられたり、条約違反の観点から損害額が増額されたりした事例があります。例えば、浜松市宝石店入店拒否事件、小樽市外国人入浴拒否事件、京都朝鮮学校襲撃事件、徳島県教職員組合事件などです。なかでも人種差別については、人種差別撤廃条約を踏まえ、無形損害の算定にあたり人種差別という要因により損害額が加重されるという実務傾向は徐々に認められつつあります。

## 3. 感想

以上、金弁護士のご講演を受けて、すでに国際人権条約の裁判における活用が効を奏しはじめているのであり、日本の裁判において国際人権の主張をしても採用されない、とか、条約が法律に優位するという原則は機能していない、などと嘆いている場合ではなく今後の実務においてぜひとも個別事件においてどんどん国際人権法を活用していこう、という思いを強くしました。参加者の中からも同様の感想をうかがえました。

—講演その2—

### 「収容問題、人身取引、技能実習制度」

尾家康介弁護士（日本弁護士連合会国際人権問題委員会幹事）

同じくさまざまな外国人事件を扱っておられる尾家弁護士から、比較的最近において取り組みが活発化されてきた問題のうち、入管への収容問題、現代的人身取引の問題、技能実習制度の問題について講義が行われました。

## 1. 収容問題について

収容問題の現状について、全件収容主義、恣意的な無期限収容、仮放免の厳格化、収容の長期化、収容施設内での処遇問題（不十分な医療、死亡・自殺事例の発生、ハンガーストライキにまつわる深刻な問題）の具体的内容が報告され、如何に恣意的に、不合理な収容が行われているかについて報告が行われました。入管の基本的姿勢は、危なそうな人はとりあえず捕まえるといった治安維持法的発想ともいえるものであり、そもそも国際人権法以前の問題ではないのか、という疑問さえわくほどの深刻な状況にあります。

こうしたなかで国際人権法の何を根拠に闘うかについては、自由権規約第9条・恣意的拘禁の禁止、2011年3月21日付け移住者の人権に関する特別報告者の報告書、自由権規約委員会の第4回審査の総括所見、同第6回審査の総括所見などが有用です。また拷問等禁止条約第16条等、人種差別撤廃条約もまた根拠となります。なお、各種活動の成果もあって最近になって出入国在留管理庁が収容・送還に関する専門部会が設けられた。もっともその内実は収容よりも送還に重点をおいた部会であるという危惧もあり、今後の議論の方向性が注目されるところです。実務における具体的手段としては、退去強制取消と執行停止申立て、処分無効確認請求もしくは裁決撤回義務付け訴訟、仮放免不許可取消訴訟（勝訴判例あり）、仮放免義務付け訴訟、国連恣意的拘禁作業部会に申立て（2019年10月）などがあります。

この種の訴訟は勝訴が非常に困難です。入管には広い自由裁量の権限が認められており、司法においても依然としてマククリーン事件の規範が採用されているような状態にあります。しかし国際人権をもって主張し続けることが重要です。

## 2. 人身取引について

現代の人身取引は、日本の実務においてはあまり馴染みがないかもしれませんが、国際的には活発に議論されています。日本は長らく人身取引議定書（パレルモ議定書）を批准して来ませんでした。ようやく批准しました。ただ、人身取引の被害者の救済措置は不十分です。被害者がただ被害者であるとの認定を受けても意味がありません。不法行為等に基づく損害賠償、刑事告訴、在留資格の付与などの支援が必要です。人身取引事件は、事件数が少ないことから裁判所は被害の認定に消極的となることが多く、また、人身取引が国際的に非常に深刻な事案であるという認識に欠けています。事の重大性を裁判所に理解してもらう努力が必要です。

### 3. 技能実習制度について

技能実習制度の本来の目的は後進国への技術付与による国際貢献ですが、実態は外国時の安価な労働力として実習生の搾取が横行しています。パスポートの取り上げや強制預金等、違法な行為もまだ多いようです。一方で日本国内の労働力不足から実習生は急増しており、問題が多発している状態にあります。

実習生の被害救済方法としては、通常の民事的救済（未払い賃金の請求、解雇無効、私生活への介入排除など、ただし立証困難なことも多い）が必要ですが、それに加えて、裁判所には個別事件を超えて技能実習制度自体の構造的問題を理解してもらえるように努力することが必要です。

この問題では、ビジネスと人権の発想に基づく主張は重要な視点です。現代において企業は大きな力を有しており（グローバル企業の時に国家を超えるほどの力があります）、一方で、サプライチェーン内での人権侵害も含め企業内での人権侵害による企業リスクを抱えており、人権侵害の解消に向けて協同する視点も大切です。某有名アパレル企業による人権侵害が人権 NGO との協議により労働者の待遇改善につながった例もあります。またマスコミによる人権侵害の告発も状況改善に役立ちます。

### 4. 感想

当日はロースクール生などの学生の参加も多く、講義終了後に、国連恣意的拘禁作業部会への申立てが認められた場合の効果や、退去強制を定める立法自体の条約違反を主張してみてもどうか、など、新たな視点に基づく質問がありました。またオールドカマーの問題に関して帰化すればいいのではないかとの提案について、帰化は便宜的措置に過ぎず本質的解決にはならないこと、また、帰化申請して必ずしも通るわけではないことが述べられました。

全体を通して実務に役立つ有益な具体的情報がたくさんつまった非常に有意義な講義でした。

以上